

「短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護」料金表

平成30年4月適用分

対象事業所 奈良市：あすならホーム櫛本

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は **10.17円**

【基本サービス】

<単独型ユニット型>

①短期入所生活介護

1日あたりの利用金額

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担額	
			1割	2割
要介護1	723単位	7,353円	736円	1,471円
要介護2	790単位	8,034円	804円	1,607円
要介護3	863単位	8,777円	878円	1,756円
要介護4	930単位	9,458円	946円	1,892円
要介護5	997単位	10,139円	1,014円	2,028円

②介護予防短期入所生活介護

1日あたりの利用金額

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
要支援1	543単位	5,522円	553円	1,105円
要支援2	660単位	6,712円	672円	1,343円

【加算（減算）サービス】

サービス内容	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
機能訓練体制加算/1日につき	12単位	122円	13円	25円
個別機能訓練加算/1日につき	56単位	570円	57円	114円
看護体制加算（Ⅰ）/1日につき	4単位	41円	5円	9円
看護体制加算（Ⅱ）/1日につき	8単位	81円	9円	17円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）/1日につき	13単位	132円	14円	27円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）/1日につき	18単位	183円	19円	37円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日につき	200単位	2,034円	204円	407円
若年性認知症利用者受入加算/1日につき	120単位	1,220円	122円	244円
送迎加算/片道につき	184単位	1,871円	188円	375円
緊急短期入所受入加算/1日につき（7日間限度）	90単位	915円	92円	183円
長期利用者提供減算/1日につき	▲ 30単位	▲ 305円	▲ 31円	▲ 61円
療養食加算/1回につき（1日3回限度）	8単位	81円	9円	17円
短期生活在宅中重度受入加算1/1日につき	421単位	4,282円	429円	857円
短期生活在宅中重度受入加算2/1日につき	417単位	4,241円	425円	849円
短期生活在宅中重度受入加算3/1日につき	413単位	4,200円	420円	840円
短期生活在宅中重度受入加算4/1日につき	425単位	4,322円	433円	865円

認知症専門ケア加算（Ⅰ）/1日につき	3単位	31円	4円	7円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）/1日につき	4単位	41円	5円	9円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ/1日につき	18単位	183円	19円	37円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ/1日につき	12単位	122円	13円	25円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/1日につき	6単位	61円	7円	13円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）/1日につき	6単位	61円	7円	13円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の8.3%を加算
---------------	---------------

※所定単位数…1ヶ月間に利用された基本サービスと加算サービスの合計単位数

※介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

1ヶ月間の所定単位数の8.3%の単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担金額

- ・1か月に利用されたサービスの単位数合計（処遇改善加算を含む）に地域単価を掛けた金額が介護保険のサービス利用料金で、ご利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担額になります。
- ・上記の自己負担額は、1回(1か月)あたりの目安を表示したものです。1か月の合計で計算した場合小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。